

**建設関連業務の総合評価落札方式に関する
運用の手引き（試行）
(令和3年度版)**

令和3年7月1日以降指名通知の業務に適用

令和3年7月

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課

目 次

1	はじめに	
1-1	背景	P. 1
1-2	本手引きの目的	P. 1
2	総合評価落札方式の概要	
2-1	選定方式の定義	P. 2
2-2	総合評価落札方式の適用	P. 3
2-3	総合評価式の概略手順	P. 3
2-4	手続きの流れ（基本的な事務フロー）	P. 4
3	総合評価落札方式（標準型、簡易型）における評価	
3-1	総合評価の方式	P. 5
3-2	総合評価点の算定式	P. 5
3-3	落札者の決定	P. 5
4	技術評価項目及び評価基準	
4-1	技術評価項目及び配点	P. 6
4-2	技術評価項目に関する評価基準	P. 11
4-2-1	企業評価	P. 11
4-2-1-1	同種業務の実績	P. 11
4-2-1-2	業務成績評定の平均点	P. 13
4-2-1-3	マネジメントシステムの取組状況	P. 14
4-2-1-4	企業の優良建設関連業務表彰の有無	P. 15
4-2-1-5	若手又は女性技術者の育成	P. 16
4-2-1-6	社会貢献活動実績の有無	P. 17
4-2-2	技術者評価	P. 19
4-2-2-1	技術者の保有する資格	P. 19
4-2-2-2	技術者の同種業務の実績	P. 21
4-2-2-3	技術者の業務成績評定点	P. 23
4-2-2-4	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	P. 24
4-2-2-5	継続教育の取組状況	P. 25
4-2-3	実施方針	P. 27
4-2-3-1	業務理解度	P. 27
4-2-3-2	実施手順	P. 27
4-2-4	技術提案	P. 28
4-2-4-1	特定テーマ	P. 28

5 評価内容の担保	
5－1 履行の確保	P. 29
5－2 履行できなかつた場合の措置	P. 29
6 入札説明書	
6－1 入札説明書への明示	P. 30
7 技術提案の中立かつ公正な審査・評価	
7－1 技術提案の審査	P. 31
7－2 中立かつ公正な審査・評価の確保	P. 31

1 はじめに

1－1 背景

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

しかし、近年公共工事に関しては、厳しい財政事情のもと、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増とともに下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質低下に関する懸念が顕著となってきた。

このような背景のもと、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行され、法第3条「基本理念」において、「公共工事の品質は（省略）、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と謳われており、技術的能力を有する者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要であり、発注者の責務としてこのような方向に転換を図ることが求められている。

また、平成17年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（基本方針）」においては、公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査・設計の品質確保が重要な役割を果たしており、「公共工事に関する調査・設計についても価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされるようにすることが必要である」と明記されている。

本県においては、平成18年度に公共工事に関する総合評価落札方式を試行導入し、平成21年度からは、設計額5千万円以上の工事は原則として全て総合評価落札方式で実施しているところであるが、この度、公共工事の品質確保に重要な役割を果たしている調査・設計についても総合評価落札方式を指名競争入札により試行するものである。

1－2 本手引きの目的

「総合評価落札方式」においては、これまでの価格だけの競争方式と異なり、技術提案等を評価するための評価項目の設定が必要となる。

また、本方式により入札契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第167条の13の規定により、必要な段階で「学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」とされている。

このため、本手引きは、農林水産部水産局漁港漁場整備課所管事業の建設関連業務について、品確法及び基本方針に基づき、「総合評価落札方式」による円滑な入札契約を実施するための効果的・効率的な評価項目の設定の基本的な方法や、必要な実施手順を示すことを目的としている。

なお、本手引きの内容は、今後とも逐次改善を図っていくものである。

2 総合評価落札方式の概要

「総合評価落札方式」は、入札者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行い、発注者にとって最も価値の高い申込みを行った者を落札者として選定できる入札契約方式である。

なお、農林水産部水産局漁港漁場整備課所管事業における建設関連業務の総合評価落札方式の試行にあたっては、設計額1千万円以上の土木関係建設コンサルタント業務（複合業務は除く）については、原則、実施する。

2-1 選定方式の定義

(1) 価格競争方式

入札参加要件として一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる場合に選定する。

(2) 総合評価落札方式

事前に業務の仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合選定する。

(3) プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合に選定する。

2-2 総合評価落札方式の適用

総合評価落札方式の適用にあたっては、業務の特性や難易度に応じて「標準型」、「簡易型」を選択するものとする。ただし、特に技術提案による効果等が見込まれるプロポーザル方式の適用については、業務内容に応じて個別に検討するものとする。

(1) 標準型

業務の難易度が高く、評価テーマに関する技術提案を求めるこことによって品質向上が期待できる場合、企業の技術力、技術者の技術力、実施方針、技術提案を評価する。

(2) 簡易型

業務の難易度は高いが、評価テーマに関する技術提案を求めず、企業の技術力、技術者の技術力を評価する。

2－3 総合評価の概略手順

本方式における入札は、おおむね次のようにして行なわれる。

- ①業務の特性や難易度に応じて、「標準型」、「簡易型」を選定。
- ②選定された型式に基づき、評価項目及び評価基準を設定。
- ③指名通知及び入札説明書を交付。
- ④入札参加者から提出された技術提案を審査、評価。（必要に応じて、技術資料の内容に係る確認を行うため、ヒアリングを実施。ヒアリング自体は評価しない。）
- ⑤入札参加者による「価格」の入札。
- ⑥入札価格から算定した「価格評価点」と、技術提案に対する「技術評価点」との総合評価により、「総合評価点」が最も高い者を落札者に決定。

2-4 手続きの流れ（基本的な事務フロー）

【地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所等】（※1）

1)

総合評価落札方式対象業務の選定
及び落札者決定基準（案）作成

「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き（試行）」に基づき作成

2)

対象業務の選定及び落札者決定基準の最終（案）作成、指名業者の選定

（必要に応じて協議）

【漁港漁場整備課】
対象業務の選定、評価基準等の確認
及び助言

3)

【1回目】

総合評価審査員（学識経験者）
への意見聴取
※標準型以外は一括審査とすることが
できる。

地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所等は落札者決定基準（案）に対して意見を聴く。【地方自治法施行令第167条10の2】
(このとき、落札者を決定しようとするときの意見聴取【2回目のこと】の必要性を確認する。)

※一括審査は、年度初め、四半期毎の発注見通し公表時期、補正予算等の追加時期等を想定している。

4)

【地域県民局農林水産部漁港漁場整備事務所等の技術審査会】
落札者決定基準の決定
指名業者の決定

5)

指名通知及び入札説明書
(総合評価落札方式)の交付

6)

技術提案書の提出

7)

技術提案におけるヒアリング

必要に応じて、提出された技術資料の内容に係る確認を行うため、全社に対してヒアリングを行う。ヒアリング自体の評価はしない。

8)

技術提案書の審査
及び評価結果作成

9)

入札
総合評価の実施
落札者の決定

10)

【2回目】

(必要とされた場合)

総合評価審査員への意見聴取

落札者決定基準（案）の意見聴取時に、「落札者を決定しようとするときに改めて意見聴取が必要」とされた場合に実施する。【地方自治法施行令第167条10の2】

※意見聴取後、【地域県民局農林水産部漁港漁場整備事務所等の技術審査会】を開催し落札者の決定に係る審査を行う。

11)

契約締結

(※1) 「地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所等」とは、各地域県民局地域農林水産部各漁港漁場整備事務所及び農林水産部水産局漁港漁場整備課を指す。

3 総合評価落札方式（標準型、簡易型）における評価

3-1 総合評価の方式

総合評価の方式は加算方式とし、入札価格に基づいて算定した「価格評価点」に、入札参加者から提出された技術提案を基に算定した「技術評価点」を加えて「総合評価点」を求め、「総合評価点」が最も高い者を落札者に決定する。

なお、法令上、総合評価落札方式は最低制限価格を設けた入札には適用できないため、低入札価格調査制度及び数値的判断基準を適用する。

3-2 総合評価点の算定式

(1) 総合評価点

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(2) 価格評価点

価格評価点（標準型、簡易型）60点

- ・入札価格≥調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

- ・入札価格<調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = 60 \times \{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格})$$

$$+ 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \}$$

※評価点は有効桁数を設けない。（開札一覧表では便宜上、小数点3位で表示することが多い。）

(3) 技術評価点

$$\text{業務の技術評価点} = 60 \text{点} \times \text{技術評価得点} / \text{技術評価満点}$$

標準型 60点

簡易型 60点

3-3 落札者の決定

落札者は、次の二つの要件を満足する提案を行った者のうち、評価値の最も高い者から決定される。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 技術提案が、すべての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

①は、予定価格の上限拘束性を示す規定である。

②は、技術提案の内容が発注者の提示する条件や要求要件を満たしていることを規定するものである。

4 技術評価項目及び評価基準

4-1 技術評価項目及び配点

評価項目		評価項目の概要	配 点		備 考
			標準型	簡易型	
企業評価	同種業務の実績	過去10年間における同種業務の実績（件数）	3.0	3.0	
	業務成績評定点	過去4年間における県発注業務の成績評定の平均点	2.0	2.0	
	マネジメントシステムの取組状況	I S O認証の取得状況 (ISO9001, ISO14001)	1.0	1.0	
	企業の優良建設関連業務表彰	国又は県からの優良業務表彰の実績	1.0	1.0	
	若手又は女性技術者の育成	若手技術者又は女性技術者を管理技術者（担当技術者）に配置	1.0	1.0	
	社会貢献活動	地域内での社会貢献活動実績の有無	—	1.0	
	小計		8.0	9.0	
技術者評価	技術者の保有資格	管理技術者の保有する技術者資格	2.0	2.0	
	技術者の同種業務の実績	過去5年間における管理（担当）技術者としての同種業務の実績（件数）	3.0	3.0	
	技術者の業務成績評定点	過去4年間における管理（担当）技術者としての県発注業務の成績評定の実績	2.0	2.0	
	技術者の優良建設関連業務表彰	管理技術者としての国又は県からの優良業務表彰の実績	1.0	1.0	
	継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数	1.0	1.0	
	小計		9.0	9.0	
実施方針	業務理解度	業務の目的、内容、制約条件等	10.0	—	
	実施手順	実施工程、課題等の対応方針、品質管理体制	10.0	—	
	小計		20.0	—	
技術提案	特定テーマ（的確性、実現性）	総合的なコスト、業務成果品の品質、社会的要請等	30.0	—	
	小計		30.0	—	
合計			67.0	18.0	

※評価項目・評価基準の詳細は、P7～P9に示すとおりである。

「標準型」の評価項目及び評価基準 1／2 (令和3年度)

<技術力評価>

評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	過去10年間における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が3件	3.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が2件	2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件	1.0
		上記以外	0.0
	過去4年間における県発注業務の成績評定の平均点	80点以上	2.0
		78点以上80点未満	1.0
		78点未満	0.0
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001及びISO14001の認証を取得済み	1.0
		上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5
		上記以外	0.0
技術者評価	企業の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0
		上記以外	0.0
	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	管理技術者への配置	1.0
		担当技術者への配置	0.5
		上記以外	0.0
	技術者の保有資格	技術士(※1)	2.0
		RCCM(※1)	1.0
		上記以外	0.0
	技術者の過去5年間ににおける同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が3件以上	3.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が2件	2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件	1.0
		上記以外	0.0
		80点以上の業務成績の実績がある	2.0
技術者評価	技術者の過去4年間ににおける県発注業務の成績評定	78点以上の業務成績の実績がある	1.0
		上記以外	0.0
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0
		上記以外	0.0
	継続教育の取組状況	各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	1.0
		上記以外	0.0
		総計	/17.0

※1 評価の対象となる該当技術部門と該当選択科目は、入札説明書に記載のとおりとする。

「標準型」の評価項目及び評価基準 2／2 (令和3年度)

<実施方針>

評価項目		評価基準	配点	得点
実施方針	業務理解度 （業務の目的 内容 制約条件）	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	10.0	／10.0
		記載内容が適切である	5.0	
		記載内容が標準的である	0.0	
	実施手順 （実施工程 課題等の対応方針 品質管理体制）	記載内容が適切であり、実現性が高いまた、創意工夫が見られる	10.0	／10.0
		記載内容が適切であり、実現性が高い	5.0	
		記載内容が標準的である	0.0	
			総計	／20.0

<技術提案>

評価項目		評価基準	配点	得点
技術提案	特定テーマに対する的確性・実現性	記載内容が適切であり、的確性・実現性ともに重要な事項が記載されている	30.0	／30.0
		記載内容が適切であり、的確性又は実現性について重要な事項が記載されている	20.0	
		記載内容が適切である	10.0	
		記載内容が標準的である	0.0	
※「総合的なコスト」「業務成果品の品質」「社会的要請」等から2～3テーマを選んで設定し、的確性・実現性を評価する。			総計	／30.0

「簡易型」の評価項目及び評価基準 (令和3年度)

<技術力評価>

評価項目	評価基準	配点	得点
企業評価	過去10年間における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が3件以上	3.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が2件	2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件	1.0
		上記以外	0.0
	過去4年間における県発注業務の成績評定の平均点	80点以上	2.0
		78点以上80点未満	1.0
		78点未満	0.0
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001及びISO14001の認証を取得済み	1.0
		上記認証のうちいずれか1つを取得済み	0.5
		上記以外	0.0
	企業の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0
		上記以外	0.0
技術者評価	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	管理技術者への配置	1.0
		担当技術者への配置	0.5
		上記以外	0.0
	社会貢献活動実績の有無	地域内(※1)での社会貢献活動の実績あり	1.0
		上記以外	0.0
	技術者の保有資格	技術士(※2)	2.0
		RCCM(※2)	1.0
		上記以外	0.0
	技術者の過去5年間ににおける同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が3件以上	3.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が2件	2.0
		国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件	1.0
		上記以外	0.0
	技術者の過去4年間ににおける県発注業務の成績評定	80点以上の業務成績の実績がある	2.0
		78点以上の業務成績の実績がある	1.0
		上記以外	0.0
	技術者の優良建設関連業務表彰の有無	国又は青森県から表彰の実績あり	1.0
		上記以外	0.0
	継続教育の取組状況	各団体の目標(推奨)単位数を満たしている	1.0
		上記以外	0.0
※1 地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。 ※2 評価の対象となる該当技術部門と該当選択科目は、入札説明書に記載のとおりとする。			総計 /18.0

評価項目及び評価基準

4－2 技術評価項目に関する評価基準

4－2－1 企業評価

4－2－1－1 同種業務の実績

評価項目	評価基準	配点
過去10年間における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が3件以上	3.0点
	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が2件	2.0点
	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件	1.0点
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

- (1) 評価対象となる同種業務は、入札説明書に記載されている条件（業種、規模等）とする。
(2) その他の公共工事発注機関とは、地方公共団体のほか、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第1項に定める以下の法人をいう。

また、国立大学法人、日本下水道事業団、圏域水道企業団、地域広域市町村圏事務組合、地方道路公社等についても対象とする。

(「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第2条第1項で定める法人)

関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構

- (3) 過去10年間の実績は、平成23年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の指名通知日までの間に完成（完了登録）したものを対象とする。
(4) 共同企業体の構成員としての業務実績についても、出資比率に関わらず対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式 1）

（1）同種の条件

入札説明書に記載されている同種業務の条件を記載する。

（記載例）波浪推算を含む防波堤の基本設計で、かつ、契約金額 1 千万円以上のもの。

※規模・工法等の設定がある場合は、その旨記載すること。

（2）業務実績

入札説明書に記載されている条件を満たした同種業務を最大 3 件まで記載する。

また、求める規模・工法等の設定がある場合は、その規模等を記載する。

業務実績は、国、青森県、その他の公共工事発注機関の順で記載する。

- ・ 業務名：受注業務の業務番号、業務名を記載する。
- ・ 登録番号：業務実績情報システム（T E C R I S）登録番号を記載する。
- ・ 発注機関名：具体的に記載する（○○地域県民局地域農林水産部等）。
- ・ 業務場所：具体的に記載する（○○県○○市・郡○○大字○○地先）。
- ・ 契約金額：最終契約金額を記載する。
- ・ 業務期間：業務期間を記載する。
- ・ 業務内容：業務内容、規模、工法等を記載する。

【添付資料】

（1）業務実績情報システム（T E C R I S）の業務カルテの写しを添付する。

（2）但し、（1）だけでは業務内容等が確認できない場合は、当該業務の実績を証明できる書類を添付する。

4－2－1－2 業務成績評定の平均点

評価項目	評価基準	配点
過去4年間における県発注業務の成績評定の平均点	80点以上	2.0点
	78点以上80点未満	1.0点
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

- (1) 県発注業務とは、県の行政機関が発注した業務であり、県警、教育委員会についても対象とする。(公社、職員共済組合等は対象外)
- (2) 対象となる業務は、平成29年1月1日から令和2年12月31日までに完成（完成届に記載された完成年月日）した県発注業務とする。
なお、業務成績の付されていないものは対象外とする。
- (3) 業務成績評定の平均点は「成績評定考查基準」の業務種類毎に算定する。
同区分（設計業務）の業務に対して評価する。
- (4) 共同企業体受注業務の業務成績は、出資比率に関わらず各構成員の業務成績として対象とする。

【技術提案書記入の留意点】 技術提案書への記載不要。

【添付資料】 不要。

4－2－1－3 マネジメントシステムの取組状況

評価項目	評価基準	配点
品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得済み	1.0 点
	上記認証のうちいずれか 1 つを取得済み	0.5 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

基準日は入札に参加しようとする業務の指名通知日とし、当該通知日時点において品質・環境マネジメントシステムの認証を取得しているものを評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式 1）

ISO9001、ISO14001 の認証を取得している場合は、取得年月日及び登録証番号を記載する。

【添付資料】

認証の写し。

4－2－1－4 企業の優良建設関連業務表彰の有無

評価項目	評価基準	配点
優良建設関連業務	国又は青森県からの表彰の実績あり	1.0 点
表彰の有無	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

- (1) 評価の対象となる表彰は、平成30年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の指名通知日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする。（それ以外の表彰は対象としない。）
- ・青森県優良建設関連業務部長表彰（青森県県土整備部）
 - ・青森県優良建設関連業務課長等表彰（青森県県土整備部）
 - ・東北地方整備局優良業務局長表彰（国土交通省）
 - ・東北地方整備局優良業務事務所長表彰（国土交通省）
- (2) 業種種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。
- (3) 国からの表彰は、業務箇所（所管事務所）が東北管内のものに限り、評価の対象とする。
- (4) 共同企業体として受注した業務の表彰は、出資比率に関わらず各構成員の表彰として対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式2）

表彰の有無、表彰名、業務名、表彰年月日、業務種別を記載する。

【添付資料】

表彰状の写し。

4－2－1－5 若手又は女性技術者の育成

評価項目	評価基準	配点
若手技術者又は女性技術者の配置の有無	管理技術者への配置	1.0 点
	担当技術者への配置	0.5 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

「若手」とは、入札に参加しようとする業務の指名通知日において、満40歳をむかえていない者とする。

女性技術者の場合は、年齢を問わない。

【技術提案書記入の留意点】（様式2）

配置予定技術者の氏名、年齢及び生年月日、従事役職を記載する。

技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができるが、若手・女性技術者の要件に該当しない候補者がいる場合、審査については、当該評価しない。

また、業務の履行にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。

【添付資料】

健康保険証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングが施されたもの）等、当該技術者の年齢（生年月日）が確認できる資料。

4－2－1－6　社会貢献活動実績の有無

評価項目	評価基準	配点
社会貢献活動実績 の有無	地域内での社会貢献活動の実績あり	1.0 点
	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

- (1) 令和元年度以降かつ入札に参加しようとする業務の指名通知日以前における、以下の社会貢献活動を対象とする。
- ア 「企業による農業・農村支援活動」（農林水産部構造政策課）
 - イ 「青森県森林づくり協定による森林整備活動」（農林水産部林政課）
 - ウ 「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」（県土整備部河川砂防課）
 - エ 「道路愛護功労者表彰制度」（県土整備部道路課）
 - オ 道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等
- (2) 評価対象となる「地域内」とは、入札説明書で示された地域【例えば、〇〇郡内、〇〇市（町村）内等】とする。
- (3) 標準型においては、評価対象外とする。
- (4) 評価要件は、以下のとおりとする。
- ア 「企業による農業・農村支援活動」
年間1日以上かつ5名以上／回の実績
 - イ 「青森県森林づくり協定による森林整備活動」
年間1日以上かつ5名以上／回の実績
 - ウ 「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」
年間1回以上かつ10名以上／回の実績、おおむね200～500mの範囲
 - エ 「道路愛護功労者表彰制度」
業務の指名通知日以前における過去5年以内に表彰を受け、かつ表彰後も毎年継続して活動した実績。
 - オ 地域内における道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等
年間2回以上・5名以上／回、かつ2年以上継続的に実施した実績。各年度の延べ作業時間が40時間以上であること。

(注意事項)

- [注1] ア～エの各制度の詳細については、所管する(1)の担当課へお問い合わせ下さい。
- [注2] オについての作業内容は、その都度変えてよい。

(才の計算例)

年間3回実施し、人数と時間は次のとおりであった（年間2回以上、5名以上／回が必須条件）。

1回目	5名	4時間	延べ作業時間 = 4×5	= 20時間
2回目	8名	1時間	延べ作業時間 = 1×8	= 8時間
3回目	15名	1時間	延べ作業時間 = 1×15	= 15時間
Σ（年間の延べ作業時間）				43時間

【技術提案書記入の留意点】（様式1）

該当する場合は、社会貢献活動の名称、実施年月日を記載する。

【添付資料】

- (1) (資料1-1) 社会貢献活動実績報告書
(2) 証明資料 主催者又は施設管理者等の証明書、活動状況写真（必須）、感謝状、表彰状、新聞記事、地域情報紙等（資料があれば添付）

4－2－2 技術者評価

技術者評価については、配置予定の管理技術者を評価する。

ただし、担当技術者を配置する場合は、主たる担当技術者を記載することができる。この場合、管理技術者及び主たる担当技術者をそれぞれ評価し、その平均得点により評価する。

また、技術資料提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記載することができる。この場合、審査については、候補者のうち資格等の評価が最も低い者を対象とする。

なお、複数の配置予定技術者を記載する場合は、様式2を技術者ごとに作成すること。

※1 「管理技術者」とは、「建設関連業務委託契約書」第10条の規定による。

※2 「主たる担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

4－2－2－1 技術者の保有する資格

評価項目	評価基準	配点
技術者の保有資格	技術士（総合技術監理部門（該当選択科目）又は技術士（該当技術部門）	2.0点
	RCCM（該当技術部門）	1.0点
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

- (1) 管理技術者及び主たる担当技術者の保有する資格を評価する。
- (2) 評価の対象となる資格は、指名通知における入札説明書に示される資格要件とする。
- (3) 橋梁定期点検業務については、「技術士」のほか「RCCMかつ橋梁AM点検士（道路部門）」も評価対象とする。

例：橋梁定期点検業務の場合

評価項目	評価基準	配点
技術者の保有資格	技術士（総合技術監理部門（該当選択科目）又は技術士（該当技術部門））又はRCCM（該当技術部門）かつ橋梁点検士（道路部門）	2.0点
	RCCM（該当技術部門）又は橋梁点検士（道路部門）	1.0点
	上記以外	0.0点

橋梁AM点検士（道路部門）は国土交通省登録技術者資格であり、（公財）青森県建設技術センターが実施している「橋梁点検技術研修」もしくは「橋梁点検技術更新研修会」の修了者を含む。

【技術提案書記入の留意点】（様式2）

配置予定技術者の役職・氏名、保有する資格を記載する。

【添付資料】

- (1) 配置予定技術者に係る資格者証（技術士登録証、RCCM登録証）等の写し
- (2) 橋梁定期点検業務については、橋梁AM点検士（道路部門）登録証（橋梁点検技術研修会終了証又は橋梁点検技術更新研修会終了証を含む）の写し。

4－2－2－2 技術者の同種業務の実績

評価項目	評価基準	配点
技術者の過去5年間における同種業務の実績	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が3件以上	3.0点
	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が2件	2.0点
	国又は青森県その他の公共工事発注機関発注の同種業務の実績が1件	1.0点
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

- (1) 評価対象となる同種業務は、入札説明書に記載されている条件（業種、規模等）とする。
- (2) 国又は青森県その他の公共工事発注機関（「4－2－1－1 同種業務の実績」参照）が発注した業務を対象とする。
- (3) 過去5年間の実績は、平成28年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の指名通知日以前に完成（完了登録）したものを対象とする。
- (4) 業務実績は、管理技術者又は主たる担当技術者としての実績に限る。
- (5) 共同企業体の構成員としての業務実績についても、出資比率に関わらず対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式2）

(1) 同種の条件

入札説明書に記載されている同種業務の条件を記載する。

（記載例） 波浪推算を含む防波堤の基本設計で、かつ、契約金額1千万円以上のもの。
※規模・工法等の設定がある場合は、その旨記載すること。

(2) 業務実績

入札説明書に記載されている条件を満たした同種業務を最大3件まで記載する。

また、求める規模・工法等の設定がある場合は、その規模等を記載する。

業務実績は、国、青森県、その他の公共工事発注機関の順で記載する。

- ・業務名：受注業務の業務番号、業務名を記載する。
- ・登録番号：業務実績情報システム（T E C R I S）登録番号を記載する
- ・発注機関名：具体的に記載する（〇〇地域県民局地域農林水産部等）。
- ・業務場所：具体的に記載する（〇〇県〇〇市・郡〇〇大字〇〇地先）。
- ・契約金額：最終契約金額を記載する。
- ・業務期間：業務期間を記載する。
- ・所属会社名：実績として記載した業務について、会社名を記載する。
- ・従事役職：実績として記載した業務について、配置予定技術者が従事した役職を記載する。
- ・業務内容：業務内容、規模、工法等を記載する。

【添付資料】

- (1) 業務実績情報システム（T E C R I S）の業務カルテの写しを添付する。
- (2) 但し、(1)だけでは業務内容等が確認できない場合は、当該業務の実績を証明できる書類を添付する。

4－2－2－3 技術者の業務成績評定点

評価項目	評価基準	配点
過去4年間における県発注業務の業務成績	80点以上の業務成績の実績がある	2.0点
	78点以上の業務成績の実績がある	1.0点
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

- (1) 県発注業務とは、県の行政機関が発注した業務であり、県警、教育委員会についても対象とする（公社、職員共済組合等は対象外）。
- (2) 対象となる業務は、平成29年1月1日から令和2年12月31日までに完成（完成届に記載された完成年月日）した県発注業務とする。
なお、業務成績の付されていないものは対象外とする。
- (3) 対象となる業務は、入札に参加しようとする業務と同区分（設計業務、土質調査業務等）の業務とし、管理技術者又は担当技術者としての実績に限る。
- (4) 業務成績の実績とは「業務評定点」のことであり、管理（担当）技術者等の「技術者評定点」のことではない。
- (5) 共同企業体の構成員としての業務実績についても、出資比率に関わらず対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式2）

- 1) 過去4年以内に78点以上の業務成績の実績がある場合は、次の項目について記載する。
 - ・業務名：受注業務の業務番号、業務名を記載する。
 - ・登録番号：業務実績情報システム（T E C R I S）登録番号を記載する
 - ・発注機関名：具体的に記載する（○○地域県民局地域農林水産部等）。
 - ・業務場所：具体的に記載する（○○県○○市・郡○○大字○○地先）。
 - ・契約金額：最終契約金額を記載する。
 - ・業務期間：業務期間を記載する。
 - ・所属会社名：実績として記載した業務について、会社名を記載する。
 - ・従事役職：実績として記載した業務について、配置予定技術者が従事した役職を記載する。
 - ・業務成績評定点：業務成績評定点を記載する。
 - ・業務内容：業務内容、規模、工法等を記載する。

【添付資料】

- (1) 業務実績情報システム（T E C R I S）の業務カルテの写し
- (2) 委託業務成績評定通知書の写し

4－2－2－4 技術者の優良建設関連業務表彰の有無

評価項目	評価基準	配点
優良建設関連業務	国又は青森県からの表彰の実績あり	1.0 点
表彰の有無	上記以外	0.0 点

【評価に関する運用事項】

(1) 評価の対象となる表彰は、平成30年度以降かつ入札に参加しようとする当該業務の指名通知日以前に表彰を受けたものとし、以下の表彰を対象とする（それ以外の表彰は対象としない。）

但し、表彰を受けた業務において、管理技術者であった場合に限る。

- ・青森県優良建設関連業務部長表彰（青森県県土整備部）
- ・青森県優良建設関連業務課長等表彰（青森県県土整備部）
- ・東北地方整備局優良業務局長表彰（国土交通省）
- ・東北地方整備局優良業務事務所長表彰（国土交通省）

(2) 業種種別が同区分（土木関係建設コンサルタント業務等）の表彰を評価対象とする。

(3) 国からの表彰は、業務箇所（所管事務所）が東北管内の業務のみを評価対象とする。

【技術提案書記入の留意点】（様式2）

表彰の有無、表彰名、業務名、表彰年月日、業務種別を記載する。

【添付資料】

表彰状の写し。

4－2－2－5 継続教育の取組状況

評価項目	評価基準	配点
継続教育の取組状況	各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	1.0点
	上記以外	0.0点

【評価に関する運用事項】

- (1) 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数の基準については各団体の定めによるものとし、過去3年間（平成30年4月1日から令和3年3月31日まで）のうち、任意の1年間に取得した単位（ユニット）数とする。
※別紙「新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。
- (2) 継続教育は、入札に参加しようとする業務の種別、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、各団体が定めている目標（推奨）単位を満たすことにより評価の対象とする。
- (3) 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体の内、継続教育制度を実施し目標（推奨）単位数を定めている団体の基準であるが、他の団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30ユニット／年 60ユニット／2年 90ユニット／3年 120ユニット／4年 150ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50ポイント／年 250ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD制度	50単位／年
地盤工学会	G-CPD制度	50ポイント／年
土木学会	土木学会CPDシステム	50単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位／年
日本技術士会	技術士CPD（技術研鑽）制度	50CPD時間／年 150CPD時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会CPD制度	12単位／年
日本造園学会	造園CPD（継続教育）制度	50単位／年
日本都市計画学会	都市計画CPD	50単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50単位／年

【技術提案書記入の留意点】（様式2）

各団体が実施している継続教育制度において、団体が定める目標（推奨）単位を取得している場合、団体名及び取得単位数を記載する。

【添付資料】

証明書の写しを添付する。

4－2－3 実施方針

4－2－3－1 業務理解度

評価項目	評価基準	配点
業務理解度	記載内容が適切であり、重要な事項が記載されている	10.0 点
（業務の目的、内容、制約条件）	記載内容が適切である	5.0 点
	記載内容が標準的である	0.0 点

【評価に関する運用事項】

本業務の目的、内容及び制約条件とその影響について、十分理解しているか、その理解度について評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式3－1）

標準型は、業務の目的、内容、制約条件等について、様式3－1（A4版1枚）に簡潔に記載する。

4－2－3－2 実施手順

評価項目	評価基準	配点
実施手順	記載内容が適切であり、実現性が高い	10.0 点
（実施工程、課題等）	また、創意工夫が見られる	
対応方針、品質管理体制	記載内容が適切であり、実現性が高い	5.0 点
	記載内容が標準的である	0.0 点

【評価に関する運用事項】

業務の工程、課題等を十分理解し、どのような対策方針及び品質管理体制が必要か、その理解度、実現性、創意工夫について評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式3－2、3－3）

標準型は、業務の実施工程を様式3－2（A4版1枚）に記載する。

また、課題等の対策方針及び品質管理体制を様式3－3（A4版1枚）に簡潔に記載する。

4－2－4 技術提案

4－2－4－1 特定テーマ

評価項目	評価基準	配点
特定テーマに対する的確性・実現性	記載内容が適切であり、的確性・実現性ともに重要な事項が記載されている	30.0 点
	記載内容が適切であり、的確性又は実現性について重要な事項が記載されている	20.0 点
	記載内容が適切である	10.0 点
	記載内容が標準的である	0.0 点

【評価に関する運用事項】

入札説明書に示される特定テーマ（総合的なコスト、業務成果品の品質、社会的要請等から2～3テーマ）に対して、的確性・実現性を評価する。

【技術提案書記入の留意点】（様式4）

特定テーマごとにA4版1枚で簡潔に記載する。

5 評価内容の担保

総合評価落札方式は、技術提案の評価が落札者の決定に直接関係しているため、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置を講じ、評価内容の担保を図るものとする。

5-1 履行の確保

落札者の提案内容については、以下に示す措置を講じるものとする。

- (1) 落札者の提示した提案については、契約書にその内容を記載し、その履行を確保する。
- (2) 業務の監督・検査に当たっては、評価した提案の内容を満たしていることを確認する。
- (3) 提案内容の履行の確認は、適切な時点で適宜実施し、その確認の方法、頻度等については、受発注者間で、可能な範囲で合意しておくものとする。

5-2 履行できなかった場合の措置

受注者の責めにより提案内容の不履行等が認められた場合、業務成績評点を減ずる措置を行うとともに、併せて以下の措置を行うものとし、入札説明書等において明らかにするものとする。

- (1) 再度の履行が可能な場合は、再度の履行の義務があること。
- (2) 再度の履行が困難あるいは合理的でない場合は、損害賠償等を行うこと。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合等、提案内容の履行状況が特に悪質と認められ指名停止要領に定める措置要件に該当する場合は、指名停止の措置を行うこと。

6 入札説明書

技術提案の評価に当たっては、発注者が求める技術提案の内容と評価の方法が応札する企業等に正しく理解されることで、積極的な技術提案の促進を図るとともに、技術提案の募集内容や評価の方法等に疑惑を残さないことが重要である。

したがって、総合評価（技術提案）に関する事項について、入札説明書等に明示するものとする。

6-1 入札説明書への明示

指名通知または縦覧情報において、通常入札において明示しなければならない事項のほか、次に掲げる総合評価に関する事項について明示した入札説明書を交付するものとする。

- (1) 総合評価競争入札の方法による旨
- (2) 総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 技術提案書を提出し、その内容が適正であることが必要である旨
- (4) 技術提案の審査結果の通知に関する事項
- (5) 入札価格は、適正と認められた技術提案に基づいたものでなければならない旨
- (6) 説明会を実施する場合は、その日時及び場所
- (7) 技術提案書の提出の期限、部数、方法及び場所
- (8) ヒアリングを実施する場合は、その日時及び場所
- (9) その他必要と認める事項

また、技術提案を求める標準型については、入札説明書には、次に掲げる総合評価（技術提案）に関する事項についても明示するものとする。

- (1) 技術提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。
- (2) 技術提案については、その後の業務の履行において、その内容が一般的に使用される状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。
- (3) 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において履行方法等を指定しない部分の履行に関する受注者の責任が軽減されるものでないこと。
- (4) 提案内容に不履行が認められた場合、業務成績評定点を減ずる措置を行うこと。
- (5) 提案が履行できなかった場合で、再度の履行が可能な場合は、再度の履行を行わせること。また、再度の履行が困難あるいは合理的でない場合等は、損害賠償等を行うことがあること。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号）に基づく指名停止を行うことがあること。

7 技術提案の中立かつ公正な審査・評価

7-1 技術提案の審査

技術提案等の審査に関しては、入札説明書に明示した評価項目及び評価基準に基づき、公正かつ公平な審査を通じて適切に行う。またその提案が担保できる内容のものであるかについて審査を行う。

審査等の公正さを確保するため、審査の結果、技術提案を適正と認められなかった申込者に対して発注者は、その者の要請に応じて理由を説明するものとする。

なお、技術提案の内容が発注者の要求要件に対して不明確である等、提案内容の確認が必要な場合には、ヒアリング等を実施し、相互に不明確な部分を解消した上で評価を行う。

7-2 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、発注者の恣意性を排除し中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。

このため地方自治法施行令の規定により、落札者決定基準を定めようとするとき及び落札者を決定しようとするときに改めて意見聴取が必要とされた場合は、あらかじめ2人以上の「総合評価審査員」より意見を聴取することとする。

なお、技術提案については、提案自体が各企業の知的財産であるという認識のもと、他者に提案の内容に関する事項が知られることのないよう、また、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することのないように配慮するものとする。

令和2年 4月 1日制定
令和2年 5月20日改訂
令和2年 6月30日改正
令和3年 6月00日改正